

新たな雇用を創出するための環境整備等に関する意見書

長引く不況の中で、厳しい雇用情勢を打開するためには、残業時間の軽減などによる新たな雇用拡大、事業所・企業数の約99%を占める中小企業への活性・支援策、そして、21世紀型新産業を中心とした新たな雇用・起業を創出するための施策を優先的、継続的に実施する必要がある。

特に、新しい事業・産業を生み出し、経済に活力をもたらすとともに、雇用創出の原動力となる中小・ベンチャー企業に対しての起業や創業をしやすい社会環境の整備に向けた取り組みが急務であり、そのためには、新たに事業を始めようとする個人や中小企業等に対する幅広い支援、また、中小企業者の新技術やアイデアに着目した事業活動に対する継続的支援、さらに、地域雇用に直結する地域産業資源を活用した事業創出環境の整備等を図ることが不可欠である。

また、本格的な少子高齢社会の到来を目前にして、我が国の経済活力の維持・向上を図っていくためには、若年者や高齢者の雇用開拓に力を入れることはもちろん、若手・高齢者・女性起業家による新規事業の創出基盤を整備することも必要不可欠である。

しかし、一般的にベンチャー企業等は信用力や担保力が不足しがちなことに加え、近年の景気低迷により民間金融機関からの融資等も厳しさを増しているなど、中小・ベンチャー企業、若手・高齢者・女性起業家の起業・経営に必要な資金調達の環境は一層困難な状況となっており、民間金融機関が敬遠しがちなこれらの起業家に対し、政府系金融機関が重点的に資金調達を図るべきである。

よって、国においては、以下の施策を早急に講じるとともに、制度の拡充を進めるよう強く要請するものである。

- 1 効果的な規制改革を行い、サービス産業の活性化を図るとともに、環境、バイオテクノロジー、情報通信、ナノテクノロジーなど21世紀型産業への重点投資を行い、新たな雇用を創出すること。
- 2 資源循環型社会を推進し、エコ産業の市場規模を拡大することにより雇用の創出を図ること。
- 3 外国人観光客の受け入れ環境を整備して観光客をふやすなど、観光産業を振興することにより雇用の創出を図ること。
- 4 政府系金融機関及び民間金融機関などによる新たな創業・起業への資金調達の支援策（無担保・無保証を含む）の一層の拡充を図ること。
- 5 定年年齢の引き上げや継続雇用制度等の導入により65歳までの雇用の確保を図ること。
- 6 若年者の失業率を半減させる施策を関係省庁の連携のもと強力に推進すること。
- 7 「土地担保主義」を転換し、技術力や新しいアイデアなど内容中心の新融資制度の確立を図ること。
- 8 中小企業への活性・支援策を強化すること。
- 9 残業時間の軽減による新たな雇用の拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年12月22日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
金融担当大臣	竹	中	平蔵	様
厚生労働大臣	坂	口	力	様
経済産業大臣	中	川	昭一	様
環境大臣	小	池	百合子	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	倉	田	寛之	様